

事故時の措置を要する物質又は油

水質事故時の措置を要する物質 (水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質及びダイオキシン類)	
カドミウム及びその化合物	1.1.1-トリクロロエタン
シアン化合物	1.1.2-トリクロロエタン
有機燐化合物	1.3-ジクロロプロペン
鉛及びその化合物	チウラム
六価クロム化合物	シマジン
砒素及びその化合物	チオベンカルブ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	ベンゼン
ポリ塩化ビフェニル	セレン及びその化合物
トリクロロエチレン	ほう素及びその化合物
テトラクロロエチレン	ふっ素及びその化合物
ジクロロメタン	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
四塩化炭素	塩化ビニルモノマー
1.2-ジクロロエタン	1.4-ジオキサン
1.1-ジクロロエチレン	ダイオキシン類
1.2-ジクロロエチレン	
水質事故時の措置を要する油 (水質汚濁防止法施行令第3条の4各号に掲げる油)	
原油	灯油
重油	揮発油
潤滑油	動植物油
軽油	